

岡山大学A I・数理データサイエンスセンターA I・数理データサイエンス教育推進部門  
内規

〔令和4年5月16日〕  
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学A I・数理データサイエンスセンター規程（令和4年岡大規程第52号）第6条第2項の規定に基づき、岡山大学A I・数理データサイエンスセンター（以下「センター」という。）のA I・数理データサイエンス教育推進部門（以下「部門」という。）の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 A I・数理データサイエンス教育推進部門においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 A I・数理データサイエンス教育の企画戦略に関すること。
- 二 A I・数理データサイエンス教育プログラムの改善・開発に関すること。
- 三 A I・数理データサイエンス認定制度対応に関すること。
- 四 統計エキスパート人材育成プロジェクトに関すること。

(組織)

第3条 部門は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 部門長
- 二 センターの専任教員および兼務教員のうちセンター長が指名する者
- 三 その他センター長が必要と認めた者

(事務)

第4条 A I・数理データサイエンス教育推進部門の事務は関係部局の協力を得て、学務部において処理する。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、部門に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和4年5月16日から施行する。